

行動規範

北陸発電工事株式会社

1. 事業運営にあたっての法令の遵守
業務運営にあたり、民法、会社法、建設業法をはじめ、労働、環境、税金等に関連する法令を遵守し、適正な業務処理に努めなければならない。
2. 法令遵守にあたっての心構え
業務を進めるにあたり、どういう法令にどのように違反するか具体的に分からなくても、関係者の利害・会社への影響等を考慮しなければならない。
(1) 関係者の権利・利益を侵害しないかどうか。
(2) 会社の財産は会社のものであることを忘れてはならない。
(3) 当社と取引関係にある他の会社についても注意しなければならない。
3. 事実に反する記録・報告の禁止
事業活動や業務に関する記録と報告は、すべて正確に行わなければならない。事実に反する記録・報告や、事実を歪曲したり、意図的に事実の一部を隠した記録・報告は行ってはならない。
4. 労働時間の適正管理と長時間労働の防止
所属長は、所属員の労働時間を適正に管理し、賃金不払い残業の防止はもとより、長時間労働や過重労働の防止に努めなければならない。また、所属員は、所属長に無断で時間外労働を行ったり、時間外実績について虚偽の申告を行ってはならない。
5. 適正な手続きによる意思決定
意思決定は、法令や社内手続きに従い、前提となる事実を正しく認識し、合理的理由に基づき行わなければならない。
6. 不正な経理請求の禁止
事実に反する経費を会社に不正に請求してはならない。
7. 会社情報の保護
会社情報は、原則として、無断で開示してはならない。
個人所有のパソコンで会社の業務情報を使用してはならない。
8. 個人情報の保護
お客さま情報、従業員情報等の個人情報は、本人の同意がない限り原則として、第三者に開示してはならない。
9. ソフトウェア等の不正利用の禁止
ソフトウェア、著作物等は、その利用にあたり、正当な権利者の権利を侵害してはならない。

10. 公正な取引の確保
独占禁止法を遵守し、公正かつ自由な競争を通じて業務を遂行しなければならない。
11. 反社会的勢力からの要求の拒否
社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体の要求に対し、拒否する。
12. 人権尊重
人権を尊重し、会社の内外において信条、性別、身体的条件、社会的身分等による差別を行ってはならない。
13. セクシャル・ハラスメント
職場において性的な冗談やからかい、ヌードポスターの掲示等を行ってはならない。
14. 安全運転の徹底
業務上、業務外を問わず、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過運転、ひき逃げなどの悪質・危険な交通法規違反をしないことはもとより、常に安全運転に努めなければならない。
15. 政治・行政との関係
政治、行政との関係は、健全かつ正常なものとし、十分に節度を保ったものとしなければならない。
16. 贈答・接待等の制限
取引先等から贈物や接待を受ける場合、慣習的な儀礼の機会に受けるものであり、かつ常識的な範囲内の金額・回数に限り、受けることができる。また、取引先等へ贈物や接待を提供する場合も同様である。
17. 私生活の自律
私生活においても、法令を遵守し、健全な社会常識から逸脱する行動をしないよう自律しなければならない。
18. インサイダー取引の禁止
会社関係者は職務に関して、親会社およびその他の上場会社の「未公開重要情報」を知った上で、その会社の株式等の売買を行ってはならない。

平成 14 年 12 月 制定
平成 19 年 05 月一部改正
平成 21 年 03 月一部改正
平成 21 年 06 月一部改正
平成 23 年 07 月一部改正
平成 24 年 07 月一部改正